

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		多治見市火葬場における小動物焼却炉の使用許可		
根拠例規及び条項		多治見市火葬場の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年 3 月 28 日条例第 12 号）第 4 条第 1 項		
所 管 部 課 名		環境文化部 環境課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則第 2 条		
	基 準	小動物焼却炉で焼却できる動物は、縦 80 センチメートル、横 39 センチメートル、高さ 58 センチメートルの直方体に収まるものとする（条例施行規則第 2 条）。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～1 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 ～1 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				